

熊本市行政評価指標に係るダッシュボード作成業務
委託候補者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市が実施する熊本市行政評価指標に係るダッシュボード作成業務に係る委託候補者の選定等に関して必要な事項を審査するため、熊本市行政評価指標に係るダッシュボード作成業務委託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員の構成は次のとおりとする。

(1) データ戦略課長

(2) 政策企画課長

(3) 財政課長

3 委員長は、データ戦略課長をもって充てる。

4 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、委員のうちから互選された者がその職を代行する。

(会議)

第3条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(所管事務)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審査し、決定する。

(1) 熊本市行政評価指標に係るダッシュボード作成業務委託における契約交渉を行う業者の選定及び手続きに関する事項。

(2) その他、必要と認められる事項。

(代理人)

第5条 委員長は、代理人を審査会に出席させることができる。

2 前項の場合、委員は代理人届（別紙1）による書式により届け出るものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、審査会の設置から当該業務委託の契約締結日までとする。

(事務局)

第7条 審査会に関する庶務は、データ戦略課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行し、当該業務委託の契約締結日をもって廃止する。

代 理 人 届

熊本市行政評価指標に係るダッシュボード作成業務委託候補者選定審査会委員長 様

委任者 役職
氏名

私は、熊本市行政評価指標に係るダッシュボード作成業務委託候補者選定審査会設置要綱第 5 条の規定により、下記の者を代理人と定め、同審査会における審査権限を委任します。

年 月 日

代理人 役職
氏名